

大法人の電子申告義務化についてのお知らせ

岐 阜 県

平成30年度税制改正により、大法人が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、令和2年4月以降に開始する事業年度から、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出することが義務化されました。

■ 義務化の概要

1 対象となる法人

次の内国法人が対象となります。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人、特定目的会社

2 対象税目

法人事業税及び法人住民税

3 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

4 対象書類

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類。ただし、添付書類については光ディスク等により提出することもできます。

5 その他

- 電子申告がなされない場合には不申告として取り扱われます。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを利用できない場合は、知事の承認（※）を受けて、書面により提出することもできます。
（※）所轄税務署長の承認があった場合は、知事の承認があったものとされます。
- 法人税等についても電子申告が義務化されます。詳しくは所管の税務署へおたずねください。

■ お問い合わせ先

岐阜県税事務所 法人事業税第1・2係	058-214-6874(直通)
西濃県税事務所 事業税係	0584-73-1111(代表) 内線 252・253
中濃県税事務所 事業税係	0575-33-4011(代表) 内線 282・283
東濃県税事務所 事業税係	0572-23-1111(代表) 内線 245
飛騨県税事務所 事業税係	0577-33-1111(代表) 内線 288